平成２１年（フ）第６２５号
岡山県倉敷市児島下の町10丁目１番24号
債務者　渡辺美奈子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５６号
岡山市東区沼1334番地19
債務者　山根　浩志
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０３６号
横浜市青葉区柿の木台37番地15　第３大雅ハイツ103号
債務者　勝浦　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０３７号
横浜市青葉区柿の木台37番地15　第３大雅ハイツ103号
債務者　勝浦　　忍
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２９２号
横浜市保土ケ谷区仏向町1037番地１　ビューコート仏向１―２棟105号
債務者　北　　義明
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２８号
北海道帯広市西14条南35丁目１番16号野々村ビル３―３号室
債務者　石井　博明
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
北海道帯広市西14条南35丁目１番16号野々村ビル３―３号室
債務者　石井真由美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
北海道帯広市西19条南４丁目12番13号
債務者　川東　留吉
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
北海道帯広市西13条北３丁目１番地38　ヴェルデ602号室
債務者　上総　千明
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
北海道上川郡清水町御影東７条１丁目２番地
債務者　酒井　麗子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
北海道上川郡清水町御影東７条１丁目２番地
債務者　酒井　悦雄
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
北海道河東郡音更町柏寿台２番地38　柏寿台団地78―１棟３号室
債務者　濱口　昭夫
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
北海道帯広市緑ケ丘３条通５丁目３番地
債務者　岸下　　修
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
北海道中川郡幕別町札内北町18番地の23
債務者　中川　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
北海道上川郡新得町西２条南３丁目２番地１
債務者　白石　真実
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
静岡県富士市水戸島２丁目14番３号、前住所宮崎県宮崎市吾妻町102番地３
債務者　石川　良枝（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部